

2018年4月1日の大気汚染防止法の改正に伴い、当社保有の製鋼用電気炉が「水銀排出抑制施設」として水銀大気排出抑制の自主的取組みが求められる施設となった。そこで当社では、以下に掲げる内容に沿って自主的取組みを実施する。

### 1.対象施設「製鋼の用に供する電気炉(要排出抑制施設)」

1号電気炉(公称3トン)

2号電気炉(公称10トン)

### 2.取組事項

当社の主な取組み事項は下記の通りとする。

- ・自主管理基準の設定
- ・排出ガス中水銀濃度の測定・記録・保存に係る事項の設定
- ・自主管理状況の評価・公表

#### 2-1 自主管理基準の設定

当社の自主管理基準は  $50 \mu\text{g-Hg}/\text{Nm}^3$  とする

#### 2-2 水銀濃度の測定・記録・保存

対象施設からの排出ガス中水銀濃度を「排出ガス中の水銀測定法」(環境省告示第94号)を用いて年1回以上の頻度で計量証明事業者により測定し、当該事業者から計量証明書等の交付を受け、測定日から3年間保存する。  
計量証明書はいつでも閲覧できるように当社事務所カウンターに配備する。

#### 2-3 自主的取組の実施状況の評価・公表

毎年1回、直近年度における自主的取組の実施状況について精査し、必要な場合には自主管理基準値を遵守するために実施する改善対策等を実施した上で評価を行う。

また、評価結果及び関連情報については、評価完了後、速やかに当社のホームページ上※で公表する。

※ <http://www.tokushuseikoshoh.co.jp/>

### 3. 自主的取組の見直し

自主的取組の実施状況等を踏まえ、必要と認めた場合、取組対象や取組事項の見直し等を実施する。